

## 令和5年度の国民健康保険税の賦課限度額 および軽減判定所得が改正されます

### ■ 国保税の税率が変わります

職場の健康保険などに加入している人を除き、町内に住所がある人はすべて国民健康保険に加入しなければなりません。国民健康保険税には上限が設けられており、所得が多い世帯でも賦課限度額までしか賦課されません。

また、国民健康保険被保険者の前年の所得と被保険者数によって均等割（世帯の被保険者数に応じて計算）と平等割（1世帯当たりで計算）が軽減される措置があります。この2点の措置について令和5年度から次のように改正されました。

令和5年度の国保税の税額については、6月中旬に町税務課から納税通知書をお送りいたしますのでご確認ください。

### ● 改正後の賦課限度額

#### 【医療給付費分】

65万円（変更なし）

#### 【後期高齢者支援金分】

22万円（前年度20万円）

#### 【介護納付金分（40～64歳）】

17万円（変更なし）

### 改正後の軽減判定所得

減額割合	改正後の軽減判定所得
7割	前年の所得金額が基礎控除43万円（※）以下の世帯
5割	前年の所得金額が基礎控除43万円（※）+29万円 ×被保険者数以下の世帯
2割	前年の所得金額が基礎控除43万円（※）+53.5万円 ×被保険者数以下の世帯

※世帯の給与・年金所得者が2人以上の場合は、43万円+10万円×（給与・年金所得者の数-1）

・被保険者数は、同世帯の中で国保から後期高齢者医療制度に移行した人も含まれます。

### 【お問い合わせ先】

・制度に関すること 町住民生活課

☎ 096・234・1113

（内線107）

・国保税に関すること 町税務課

☎ 096・234・1112

（内線115）

## ねんきん情報

＼学生だから納付が大変、でも大丈夫／

### 国民年金保険料の学生納付特例制度

日本国内に住む全ての人は、20歳になったら国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられています。学生には在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。利用するには申請が必要です。

#### ● 学生納付特例の対象期間

令和5年4月分～令和6年3月分

#### ● 必要書類

学生であることを証明する書類（学生証、生徒手帳、在学証明書などの写し）

#### ● ターンアラウンドハガキについて

既に学生納付特例の承認を受けている人で、卒業予定年月日を確認できている場合には、日本年金機構から本人宛にハガキ形式の申請書（ターンアラウンドハガキ）が毎年送付されます。必要事

項記入し、返送することで窓口に来訪することなく申請できます。

なお、ハガキが届かなかった人や学校を変更した人などは通常通り窓口での申請が必要です。

#### ● 追納について

過去に年金保険料の学生納付特例や申請免除などを受けた場合、全額納付した場合と比べて老齢基礎年金が低額となります。このため、学生納付特例などを受けた期間については、後から納付することができます。

#### 【お問い合わせ先】

町住民生活課

☎ 096-234-1113（内線104）

熊本東年金事務所

☎ 096-367-8144

## 犬を飼っている人へ 登録と狂犬病予防注射を受けましょう

### ■犬を飼い始めたなら登録が必要

狂犬病予防法により、生後91日以上  
の犬を飼い始めたら、30日以内に登録  
と狂犬病予防注射を受けることが必要  
です。登録は犬の生涯に1回、狂犬病  
予防注射は毎年1回受けなくてはなり  
ません。

犬の登録は、町環境衛生課（甲佐町  
水道管理センター内）で行えます。

### ●登録料

1頭につき3千円

### ■狂犬予防法により、毎年狂犬病予 防注射を受けることが必要です

町では毎年春と秋の2回、町内約30  
会場を巡回して登録と狂犬病予防注射  
を実施しています。

最寄りの会場で必ず登録と注射を受  
けさせてください。都合で行けなかつ  
た場合は、動物病院などで注射を受け  
てください。

なお、登録と狂犬病予防注射にはそ  
れぞれ手数料が必要となります。また、  
動物病院などで予防注射を受けた場合  
は、動物病院などに注射代をお支払い  
ください。

### ■春の狂犬病予防注射を実施します

令和5年度の春の集合狂犬病予防注  
射の実施を5月22日（月）～26日（金）、  
28日（日）に予定しています。登録が  
済んでいる犬の場合は、飼い主に対し  
てお知らせと問診票を送付します。新  
しく犬を飼われる人には、回覧などで  
お知らせします。

また、狂犬病予防注射は動物病院な  
どで受けることができます。動物病院  
などで予防注射を受けた場合は、環境  
衛生課にて狂犬病予防注射済票交付申  
請の手続きをお願いします。

### ●対象

生後91日以上経過している犬

### ■犬の登録事項変更について

犬の転居や譲渡および犬が死亡した  
ときなど、犬の登録事項に変更が生じ  
た場合は、手続きが必要となります。  
ご不明な点は、環境衛生課までお問い  
合わせください。

### 【お問い合わせ先】

町環境衛生課

☎096・234・1169

## 令和5年度町税納期限のお知らせ

納付期限	固定資産税		軽自動車税	町民税 (普通徴収)	国民健康保険税 (普通徴収)	口座振替日
	4期割 ※	10期割				
5月31日(水)	第1期					4月28日(金)
5月31日(水)			全期			5月29日(月)
6月30日(金)		第1期		第1期	第1期	6月28日(水)
7月31日(月)	第2期	第2期		第2期	第2期	7月28日(金)
8月31日(木)		第3期		第3期	第3期	8月28日(月)
10月2日(月)		第4期		第4期	第4期	9月28日(木)
10月31日(火)		第5期		第5期	第5期	10月30日(月)
11月30日(木)		第6期		第6期	第6期	11月28日(火)
12月20日(水)	第3期	第7期		第7期	第7期	12月18日(月)
1月31日(水)		第8期		第8期	第8期	1月29日(月)
2月29日(木)	第4期	第9期		第9期	第9期	2月28日(水)
4月1日(月)		第10期		第10期	第10期	3月28日(木)

※ 固定資産税（4期割）は、法人および町内に住所を有しない個人または共有名義の人が対象となります。また、固定資産税（4期割）の第1期は令和5年度に限り、5月31日が納期限です。なお、口座振替日は4月28日となります。

### 【お問い合わせ先】

町税務課 ☎096-234-1112（内線114）

# くらしの情報

LOCAL NEWS &  
LOCAL INFORMATION

❖ イベント等の開催に関する詳細は各問い合わせ先にご確認ください

## お知らせ

軽自動車税の減免申請は  
5月31日（水）まで

身体や知的・精神などに障がいのある人が所有し、身体障がい者の人のために使用する軽自動車について、その障がいの程度や軽自動車の使用状況などが一定の要件を満たす場合、申請により、軽自動車税種別割の減免を受けられる場合があります。

この制度に該当する場合は、町税務課にて申請を行うことにより障がい者1人につき、1台のみ軽自動車税種別割が減免になります。ただし、普通自動車の減免との併用はできません。

### ▼申請期限

5月31日（水）

※期限を過ぎての申請は受け付けて

## お問い合わせ先一覧

- ❖ 甲佐町役場  
096-234-1111（代表）
- ❖ 甲佐町保健福祉センター  
096-235-8711
- ❖ 甲佐町教育委員会  
（町生涯学習センター）  
096-234-2447
- ❖ 水道管理センター  
096-234-0755
- ❖ 町民センター  
096-234-2459
- ❖ 老人憩いの家  
（(社)甲佐町社会福祉協議会）  
096-234-0423
- ❖ 御船町甲佐町衛生施設組合  
（クリーンセンター）  
096-282-0688
- ❖ 上益城消防署  
096-282-1955
- ❖ 御船警察署  
096-282-1110
- ❖ 上益城広域連合  
096-237-2891
- ❖ 県上益城地域振興局  
096-282-2111（代表）
- ❖ 県御船保健所  
096-282-0016
- ❖ 県庁  
096-383-1111（代表）

いません。

※詳しくは町公式ウェブサイトをご覧ください。

### ▼お問い合わせ先

町税務課

☎096・234・1112

（内線114）



## 在宅高齢者緊急通報システムをご利用ください

町では、1人暮らしの高齢者などが急病などの緊急事態にボタンひとつで通報できる、緊急通報装置の貸し出しを行っています。いざという時に、自宅に設置した装置から緊急通報センターに連絡ができます。

### ▼対象者

本町にお住まいの65歳以上で次の全てに該当する人

・心臓疾患などの緊急事態が予測さ

れる慢性疾患や脳血管疾患などの人、もしくは転倒の可能性が著しく高いなどの理由で日常生活上注意を要する状態である人

・ひとり暮らしの人、もしくは同居

者が重度の障がい者または要介護者である人

者である人

### ▼利用料

・月額500円

※別途、装置の電池交換費用が発生。

### ▼お申し込み・お問い合わせ先

町福祉課

☎096・234・1114

（内線146）

## パスポートの更新がスマホから可能です

3月27日からマイナンバーカード（署名用電子証明書搭載）を利用して、マイナポータルよりスマートフォンからパスポートの更新が可能になりました（新規申請は窓口のみ）。

紙の申請書による申請では、申請時と受取時の2回窓口へ出向く必要がありました。オンラインで更新申請を行えば、受取時の1回のみ窓口に行けばよいこととなります（従来通り、紙の申請書でも申請できます）。

※詳しくは、こちらをご覧ください。

### ▼お問い合わせ先

町民生生活課

☎096・234・1113

（内線101）



## 軽自動車の車検時の納税確認が電子化（原則、納税証明書が不要に）

二輪を除く軽自動車に課税される軽自動車税種別割の車両ごとの納付状況が、軽自動車検査協会がオンラインシステム（軽JNKS）で確認できるようになりました。このため、軽自動車税種別割の納税を済まされ

た軽自動車については、原則、納税証明書の提示が不要となりました。ただし、次のような場合は、これまで通り納税証明書の提示が必要となる場合があります。

●納税証明書の提示が必要な場合

- ・納付後すぐに車検を受ける場合（口座振替で納付された場合も含む）
- ・中古車の購入直後
- ・他の市区町村に引っ越した直後

※二輪の軽自動車の継続検査に関しては、これまで通り納税証明書の提示が必要です。

●口座振替で納付された人の納税証明書について

例年6月に送付している車検用の納税証明書は来年（令和6年度）から送付を廃止します。ただし、二輪の小型自動車については、オンラインシステムの軽JNK Sによる確認の対象外のため、従来どおり6月に納税証明書を送付します。

※軽JNK Sの詳細は、地方税共同機構ホームページをご覧ください。

▼お問い合わせ先

町税務課

☎096・234・1112

（内線114）



熊本県調理師試験のご案内

令和5年度の熊本県調理師試験が次のとおり実施されます。

▼試験期日

10月28日（土）

▼試験会場

熊本大学 全学教育棟

（熊本市中央区黒髪2・40・1）

▼受験資格

中学校卒業以上の学歴を持ち、飲

食店や給食施設などで2年以上調理業務に従事した経験のある人

▼願書配布

5月8日（月）から県保健所や県

健康づくり推進課などで配布

▼願書受付

5月8日（月）～6月2日（金）

▼提出先・お問い合わせ先

（公社）調理技術技能センター

（東京都中央区日本橋堀留町

2・8・5 JACCビル5階

☎03・3667・1815

子宮頸がん新ワクチンが公費で接種可能に

子宮頸がん（HPV）ワクチンの定期接種にて、「9価（シルガード）ワクチン」が接種可能となりました。

接種を希望される人は、町内各医療機関へ予約の上、接種をお願いします。

●対象者

甲佐町に住民票がある人で、下記の①、②に該当する人

①小学校6年生～高校1年生に相当する女子

※本町では、中学1年生相当の年度に個別通知を行っています。

②平成9年4月2日～平成19年4月1日生まれ的女子

※接種期間：令和4年度～令和6年度までの3年間

※これまでに子宮頸がんワクチンを接種していない人

●町内実施医療機関

荒瀬病院、小屋迫医院、谷田病院

※各医療機関へ直接予約をお願いします。

※町外医療機関での接種などについては下記にお尋ねください。

【お問い合わせ先】

町健康推進課 ☎096-235-8711

traffic safety

事件・事故件数

種別	発生件数	
	3月	年累計
人身事故	1	3
物損事故	14	53
盗難など	0	0

3月31日現在

fire prevention

出動火災件数

種別	発生件数	前年比較
家屋	3	(1)
原野	10	(2)
その他	12	(2)
合計件数	25	(5)

4月15日現在（カッコ内は前年比較）

tax

町税などの滞納処分（3月分）

種別	件数・金額など
捜索	0件
差し押さえ件数	0件
公売回数	1回
公売件数	2件
滞納処分関連収入	930,206円

# お知らせ

## 行政相談委員 委嘱のお知らせ

4月1日付けで、藤本玉留さん（仁田子区）が総務大臣から本町の行政相談委員に委嘱されました。

行政相談委員は、住民と町のパイプ役となり、毎日の暮らしの中で感じた町の仕事についての苦情や要望などを直接受け付け、その解決や実現のお手伝いをします。相談は無料で秘密は守られます。

町では、次のおり定期的に相談所を開設しています。

### ▼開設日時

毎月第1月曜日午前9時～正午

### ▼会場

老人いこいの家または町民センター

### ▼お問い合わせ先

町総務課

☎096・234・1140

## 通常収集しない ごみの収集について

### ●出せるごみ（一般家庭のもの）

タイヤ、バイク、ボイラー、バッテリー、風呂おけ、ガラス戸、アルミサッシ、家電4品目など

※運搬費用は町が負担しますが、処理費用は個人負担です。家庭用電化製品は、運搬費、処理料、郵便振込手数料が個人負担です。

### ●出せないごみ

中身の残った「ペンキ缶、オイル缶」、プロパンガスボンベ、農薬、消火器、パソコン、プリンタなど  
※処理の方法は、購入先などにお問い合わせください。

### ▼開設日時

6月3日（土）・12月10日（日）

午前8時30分～午前11時

### ▼開設場所

安津橋健康広場

### ▼お問い合わせ先

町環境衛生課

☎096・234・1169

## し尿汲み取り料金 改定について

物価高騰の影響によりこれまでのし尿汲み取り料金を維持することが難しい状況です。これにより、汲み取り事業者が各家庭や事業所から徴収する料金が6月から改定されます。該当する家庭や事業所には、汲み取り事業者から直接お知らせを行います。町民の皆さんには、し尿汲み取り業務の適正な実施について、ご理解とご協力をお願いします。

なお、料金改定は上益城郡内4町（甲佐町、御船町、嘉島町、益城町）で実施されます。

・旧料金 1戸あたり10・6円（税込）  
・新料金 1戸あたり13・75円（税込）  
1戸あたり12・5円（税抜）

### ▼お問い合わせ先

町環境衛生課

☎096・234・1169

## 「くまもとの地下水を育む 募金箱」の設置について

公益財団法人くまもと地下水財団は、熊本地域の宝である地下水の保全事業を展開する公的な団体です。財団では、活動の周知と啓発を図り、財源を広く募ることを目的として「くまもとの地下水を育む募金箱」を各地に設置しています。

令和4年度は財団全体で5万8391円の募金が寄せられました。寄せられた募金は、森の保全や冬場の水田への水張りなどの地下水保全事業に活用されます。かけがえのない熊本の地下水を次の世代につなぐ活動にご支援、ご協力をお願いします。

### ▼設置場所

町会計課窓口（役場庁舎内）

### ▼お問い合わせ先

公益財団法人くまもと地下水財団  
☎096・227・6678

## 甲種防火管理資格取得 講習会の実施について

上益城消防組合では、甲種防火管理者取得講習会を開催します。

### ▼実施日程

6月29日（木）午前9時～午後5時  
6月30日（金）午前9時～正午

### ▼受講場所

上益城消防組合消防本部

### ▼受講申込期間

5月22日（月）～6月2日（金）

### ▼定員

先着35名

### ▼受講料

4,000円

※詳細は、上益城消防本部のホームページをご覧ください。

### ▼お問い合わせ先

上益城消防組合消防本部予防指導課

☎096・282・1963



## 農薬の空容器や不要な農薬は 適正に処理しましょう

農薬空容器は、産業廃棄物であり、野焼きや不法投棄が法律で禁止されています。

これらを処分するためには、専門の廃棄物処理業者に処理を委託する

必要があります。JA・経済連と農薬卸業者・販売店が連携し、各JAが回収日時・場所を設定し、専門業者に一括して処理を委託しています。

回収に関する日時、場所、方法および費用などの情報については最寄りのJAまたは熊本県農業技術課までお尋ねください。

▼お問い合わせ先

県農業技術課

☎096・3333・2381

道路に張り出している木の伐採のお願いについて

道路や歩道への枝の張り出しや倒木などにより、歩行者や自動車などに損害が発生してしまった場合、樹木所有者の管理責任を問われることがあります。

道路沿いで樹木を所有している方は点検を実施し、危険な場合は伐採するなどの措置を講じるようお願いいたします。

▼お問い合わせ先

県道路保全課

☎096・3333・2495

特殊肥料「椿油粕」について

特殊肥料として販売されている椿油粕は、害虫の駆除目的で使用する

と農薬取締法違反となります。ご注意ください。

▼お問い合わせ先

県農業技術課

☎096・3333・2381

犬や猫を飼っている人へ

飼っている犬や猫が迷子になってしまった時は、保護されている場合がありますので、次のところに届け出てください。

- ・お住まいの管轄の保健所
- ・行方不明になった場所に近い保健所
- ・最寄りの警察署

また、「熊本県動物愛護ホームページ」では、保護された迷子の犬や猫の情報を検索できるほか、飼い主が迷子情報（犬・猫）を登録することもできます。ぜひご活用ください。

▼お問い合わせ先

県健康危機管理課衛生環境室

☎096・3333・2248

募集

統計調査員を募集

町では、国や県が実施する各種統計調査に調査員として従事する人（登録調査員）を募集しています。

統計調査員は、定められた調査期間の中で、1日のうち数時間を調査活動に充てるなど自分で計画して進めることができる仕事です。

▼応募資格

- ・町内に居住する満20歳以上の
- ・調査員としての能力を有し、熱意をもって調査に当たることができる人
- ・暴力団員その他、反社会勢力に該当しない人
- ・選挙関係者や税務、警察に直接関係のない人

▼お問い合わせ先

町企画課

☎096・2344・1115

(内線254)

第35回熊本県シルバー作品展 募集

第35回熊本県シルバー作品展は、高齢者が創作活動を発表する場を設けることにより、高齢者の文化活動促進と、生きがいづくりを推進することを目的として開催されます。

▼出品部門

日本画、洋画、写真、書、彫刻、工芸

▼出品資格

令和6年4月1日時点で60歳以上（昭和39年4月1日以前にお生まれ

の人）である県内在住のアマチュア

▼出品料

1点につき1千円

▼募集期間

4月3日（月）～6月23日（金）

▼申込方法

町福祉課窓口などに置いてあるリーフレットにてお申込みください。※リーフレットは財団のホームページからもダウンロードできます。

▼お問い合わせ先

（一財）熊本さわやか長寿財団

☎096・3544・3083

くらし安全

「ゆっぴー安心メール」に登録しよう

「ゆっぴー安心メール」は、子ども・女性・高齢者などの安全確保や地域の犯罪防止を図るため、県内で発生した犯罪や不審者などの情報を警察から登録者の携帯電話やパソコンにメールで配信するものです。

※詳細は熊本県警察の公式ホームページをご覧ください。

▼お問い合わせ先

御船地区防犯協会連合会

☎096・2822・1110

